

Ⅱ 平成27年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（9月調査）の結果について(概要)
 <県教育委員会調査>

1 報告の経緯

大津市での事案をはじめとする全国的ないじめ問題により、平成24年9月に全国一斉にいじめの問題に関する文部科学省の緊急調査が行われました。

本県におきましては、平成25・26年度におきましても、いじめの問題を十分に把握するため、国の緊急調査と同様の内容で、いじめの認知件数等並びに市町教育委員会及び学校の取組状況について、県教育委員会の独自調査を実施してまいりました。

本年度は、市町教育委員会や学校の取組の実態等を踏まえ、これまでの調査から一部調査項目を変更し、9月に一斉調査を実施しました。

調査の結果概要については、以下のとおりです。

2 報告内容

(1) いじめの認知件数等（9月末現在）

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件数）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
H26（9月末現在）	359	240	43	1	643
H27（9月末現在）	533	342	45	2	922
H27-H26	174	102	2	1	279

【解消率（校種別）】

（単位：％）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
H26（9月末現在）	71.0	65.4	81.4	100.0	69.7
H27（9月末現在）	65.3	68.1	60.0	50.0	66.1
増減	▲5.7	2.7	▲21.4	▲50.0	▲3.6

- ・ いじめの認知件数は、昨年度より279件増の922件（前年度643件）で、すべての校種において増加しました。
- ・ いじめの認知件数のうち、9月末時点で「いじめが解消しているもの」の割合は、66.1％（前年度69.7％）でした。
- ・ いじめの態様（複数回答可）については、「冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、673件（52.0％）

- となっています。次に多いのは、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをし
て叩かれたり、蹴られたりする」で、202件（15.6%）でした。
- ・ いじめ防止対策推進法で定める重大事態に該当するいじめは、ありま
せんでした。
 - ・ 平成27年8月17日付けで文部科学省から平成26年度「児童生徒
の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しの依頼が
あり、「初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事案」
「対人関係のトラブルと捉えていた事例の中のいじめと認知すべき事
案」等についてもいじめ事案と捉え、発生しているいじめを漏れなく認
知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要であるという考え方
が示されました。そのことから、9月の調査の際に、より丁寧に実態
を把握した結果、すべての校種において、認知件数が増加したと考えら
れます。
 - ・ 認知されたすべてのいじめ事案が、早期に解消されるよう、学校や市町
教育委員会との一層の連携のもと、保護者や地域の協力を得ながら取り組
んでまいります。

（2）市町教育委員会の取組状況

＜「いじめ防止基本方針」に基づいた取組＞

- ・ すべての市町教育委員会が所管の学校に対して、学校ごとに策定した
「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な取組がなされるよう求めて
います。

＜困難な課題を抱える学校＞

- ・ 平成27年度当初から現在に至るまでに、指導上困難な課題を抱える
学校があったと回答したのは、3市町（10.3%）で、昨年度（3市町）
と同様です。

＜教員を対象とした研修＞

- ・ いじめの問題に関する教員を対象とした研修については、22市町
（75.9%）において実施しています。「特に実施の予定はない」と回
答した7市町については、県教育委員会主催の生徒指導担当者講習会等に
参加しています。

＜関係機関等との連携＞

- ・ P T A や地域の関係団体等と協議する機会が設けられていると回答し
たのは、25市町（86.2%）で、昨年度と比較して5市町増加しま

した。協議する機会が設けられていないと回答した4市町（13.8%）については、地域の実情に応じて連携が図られるよう、今後も指導・助言を行います。

<警察との連携>

- ・ すべての市町が学校警察連絡協議会を開催することとしており、頻度については、年に2～5回程度（62.1%）が一番多くなっています。今後も、警察との連携を密にするよう働きかけていきます。

（3）学校の取組状況

<「いじめ防止基本方針」に基づいた取組>

- ・ すべての学校において、「いじめ防止基本方針」に基づき、学校全体での組織的な取組がなされ、ホームページ上で公開する等、保護者や地域住民等に理解と協力を得るよう取り組んでいます。

<校内研修の実施>

- ・ すべての学校が、平成26年度中に「いじめの問題に特化した研修会」又は「生徒指導等の研修会」で、いじめに関する校内研修を実施しました。研修内容としては、具体的な事例を基にした研修や「いじめ防止基本方針」に基づいた取組に関する研修等が行われています。

<居場所づくり・絆づくりに係る校内研修等の実施>

- ・ 平成26年度中に、児童生徒の居場所づくり・絆づくりに係る校内研修等を実施した学校は、小学校97.1%、中学校92.4%、高等学校68.2%、特別支援学校62.5%でした。

<情報モラル教育の実施>

- ・ 平成26年度中に、情報モラル教育を実施した学校は、小学校92.3%、中学校96.2%、高等学校100%、特別支援学校100%でした。具体的な取組としては、外部講師を招聘した出前授業の活用、学級や家庭でのルールづくり等でした。

<保護者や地域住民等への公表>

- ・ いじめや暴力行為等に関するきまり等を保護者や地域住民等に公表し、協力と理解を得るよう取り組んでいる学校は、小学校91.5%（前年度66.4%）、中学校93.0%（同64.2%）、高等学校100%（同68.2%）、特別支援学校100%（68.8%）で、すべての校種で増加しています。

<教員間での引継ぎ>

- ・ すべての学校が、指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際しての、学級担任等の教員間での引継ぎを行っています。

<アンケート調査の実施>

- ・ すべての学校において、「年2～3回」又は「年4回以上」実施していると回答しており、学期1回以上のアンケート調査が進んでいます。また、97.6%の学校がアンケート調査は、いじめの未然防止等に効果をもたらしていると回答しています。

<警察との連携>

- ・ 犯罪行為の可能性がある場合には、全ての学校が、学校だけで抱え込むことなく、早期に警察に相談または通報しています。